第六十六条中「第三十八条第二項」を「第二十六条の二第二項」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、「ついては」の下に「、前条又は感染症法第五十七条若しくは第五十八条（感染症法第六十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定にかかわらず」を加える。

第六十七条第一項中「第三十九条第一項若しくは第四十条」を「第二十六条の三第一項若しくは第二項又は第二十六条の四（これらの規定を第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「特定都道府県知事等の属する特定都道府県」を「都道府県知事等の属する都道府県」に、「特定市町村長等の属する特定市町村は」を「市町村の長その他の執行機関（次項において「市町村長等」という。）の属する市町村は、第六十五条又は感染症法第五十七条若しくは第五十八条の規定にかかわらず」に改め、同条第二項中「特定都道府県知事等の属する特定都道府県」を「都道府県知事等の属する都道府県」に、「特定市町村長等の属する特定市町村」を「市町村長等の属する市町村」に、「特定都道府県又は当該特定市町村」を「都道府県又は当該市町村」に改める。

第六十九条第一号中「第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された年の四月一日の属する会計年度」を「都道府県が当該費用を支弁する会計年度の前年度」に、「当該年度」を「前会計年度」に、「。次号」を「。次号及び次条第二項各号」に改め、同条第二号中「当該年度」を「前会計年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特別の交付金の交付）

第六十九条の二　国は、新型インフルエンザ等対策に係る次に掲げる費用で都道府県又は市町村がその一部を負担するものについて、当該都道府県又は当該市町村の負担を軽減するため、交付金を交付するものとする。

一　前条に規定する費用

二　感染症法第三十六条の十二、第六十一条第二項若しくは第三項又は第六十二条第一項若しくは第三項に規定する費用

2　前項の規定により国が交付する交付金の額の都道府県又は市町村ごとの総額（次項及び第四項において「特別交付金交付額」という。）は、政令で定めるところにより算出した前項各号に掲げる費用ごとの当該都道府県又は当該市町村の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

一　前項各号に掲げる費用を負担する会計年度の前年度における当該都道府県又は当該市町村の標準税収入の百分の三（当該市町村にあっては、百分の一・五）までに相当する額については、百分の六十五

二　前号に規定する当該都道府県又は当該市町村の標準税収入の百分の三（当該市町村にあっては、百分の一・五）を超える額に相当する額については、百分の八十五

3　特別交付金交付額は、政令で定めるところにより、第一項各号に掲げる費用ごとの当該都道府県又は当該市町村の負担額に応じ当該各費用ごとに区分して、交付を行うものとする。この場合において、同項各号に掲げる費用に係る交付金は、この法律又は感染症法（これらの法律に基づく命令を含む。以下この項において同じ。）の規定による負担金若しくは補助金又は交付金とみなして、この法律又は感染症法の規定を適用する。

4　特別交付金交付額の交付の時期その他第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条第二項中「前条」を「前二条」に改め、「ために」の下に「補助金又は交付金の交付その他の」を加える。

第七十条の二を第七十条の二の二とし、第五章中第七十条の次に次の一条を加える。

（起債の特例）

第七十条の二　政令で定める地方公共団体は、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものについては、第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの期間の属する年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

2　前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもって引き受けるものとする。

3　第一項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七中「内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」を「内閣感染症危機管理統括庁において処理する」に改める。

（内閣法の一部改正）

第二条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

十五　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、内閣官房に属させられた事務

第十四条第三項中「事務（」の下に「内閣感染症危機管理統括庁及び」を加える。

第十五条第二項中「次条第二項第一号」を「次項、第十六条第二項第一号及び第十七条第三項」に改め、「防衛に関するもの」の下に「及び内閣感染症危機管理統括庁の所掌に属するもの」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項に定めるもののほか、内閣危機管理監は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力する。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二　内閣官房に、内閣感染症危機管理統括庁を置く。

2　内閣感染症危機管理統括庁は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六条第一項に規定する政府行動計画の策定及び推進に関する事務

二　新型インフルエンザ等対策特別措置法第十七条第二項の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策本部に関する事務

三　新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十条の七の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策推進会議に関する事務

四　前三号に掲げるもののほか、第十二条第二項第二号から第五号まで及び第十五号に掲げる事務のうち感染症の発生及びまん延の防止に関するもの（国家安全保障局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）

3　内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理監一人を置く。

4　内閣感染症危機管理監は、内閣官房長官を助け、命を受けて庁務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。

5　内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理監補一人を置く。

6　内閣感染症危機管理監補は、内閣感染症危機管理監を助け、庁務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。

7　内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理対策官一人を置く。